

土地区画整理事業施行地区内における建築物等の許可申請について

鹿児島市建設局都市計画部区画整理課・吉野区画整理課・谷山都市整備課

土地区画整理事業施行地区内に建築物の新築・増築・改築等をされる場合は、建築基準法に基づく建築確認申請を行う前に土地区画整合法第76条第1項の規定による建築物等の許可申請を行い、許可を受けてください。

申請書類（許可申請書＋添付書類）

●土地区画整理事業施行地区内における建築物等の新築等の許可申請書(様式第1)

【添付書類】

●仮換地指定通知、仮換地明示図、整理前後の対照図（写し）

上記書類は、仮換地指定時に所有者にお渡ししてある仮換地指定通知書及び添付図面のことです。なお、紛失等でお持ちでない場合は、各地区係で上記の書類に関する証明書の発行手続を行って下さい。

発行手数料：一件につき 300 円 ただし、本人でない場合は、「委任状」が必要になります。

●見 取 図 係員が現場を確認することがありますので、方位、道路及び目標となる建築物をできるだけ詳細に記入してください。

●配 置 図 縮尺・方位・敷地の境界線、敷地の寸法、道の位置及び幅員等を記入したもの。

●各階平面図 各階平面図、建築面積及び床面積の計算を含む。増築、改築の場合は、既存の建物の平面図（各階平面図、建築面積及び床面積計算を含む）も提出してください。

※仮換地先が整備されていない宅地で従前地に建築等を行う場合は、上記の添付

書類に **請書** と **印鑑証明** を追加してご提出ください。

***** 注意事項 *****

◇受付窓口で申請する場合は、申請書類（許可申請書＋添付書類）を**2部**提出してください。

◇建築物の求積の地番が数筆におよぶときの地名地番は、その筆数全部を書いてください。また、敷地の一部を使用する場合は、「何番の一部」のように記入してください。

◇敷地の地番は住居表示で表す番地と異なる場合が多いので、明確に調べて記入してください。

◇訂正の生じた場合は許可書の受け取り時に訂正印を必要とします。

◇その他必要に応じて書類を提出していただくことがあります。

◇許可を受けた事項を変更しようとするときには、変更概要書（様式第2）と新たな許可申請書類を提出し、許可を受けてください。

◇許可を受けた工事が完成したときは、直ちに完成届（様式第3）を提出してください。

***** その他の申請についての案内 *****

地区計画が決定された区域内では都市計画法に基づく「地区計画に関する建築等届出」や、申請地の地目の種類によっては農地法に基づく「農地の転用許可」の申請が必要な場合があります。

問い合わせ先：地区計画に関する建築等届出・・・鹿児島市都市計画課 099-216-1378

農地の転用許可・・・・・・・・鹿児島市農業委員会事務局 099-216-1466